

確定拠出年金制度

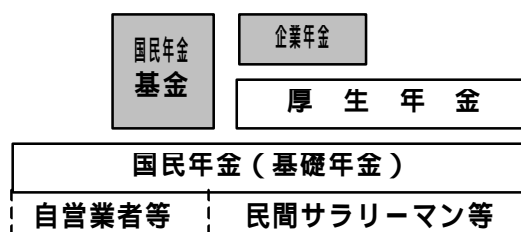
10月1日から「確定拠出年金法」が施行されました。
従来の年金は、将来受けとる年金額が約束されている「確定給付型」でした。
確定拠出年金は、あらかじめ決められた掛金を個々の加入者が自己責任で運用し、その運用結果により給付額が変動する年金です。

1. 日本の年金制度

現行の年金制度は、国民年金・厚生年金など公的年金、厚生年金基金・適格年金など任意の企業年金、国民年金基金からなり立っています。

確定拠出年金は、この任意の年金部分に対応するものです。

確定拠出年金は、この部分の選択肢として導入(併用も可能)



2. 制度の種類

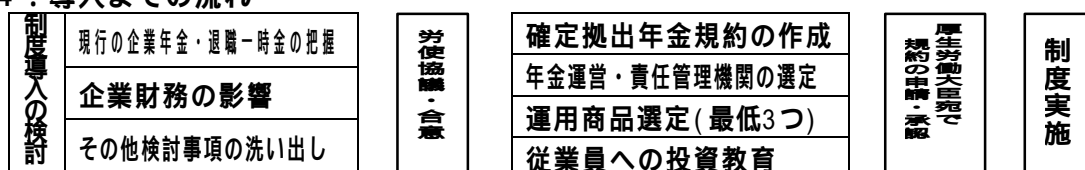
1) 企業型年金 企業が60才未満の従業員を対象として拠出。従業員の拠出はない。

2) 個人型年金 個人が自己のために拠出。

3. 掛金拠出限度額と税務上の取り扱い

企業型	確定給付型企業年金を実施している場合	月額1万8千円	支出時に全額損金
	確定給付型企業年金を実施していない場合	月額3万6千円	
個人型	自営業者等	月額6万8千円	全額所得控除
	確定給付・拠出年金制度のない企業の従業員	月額1万5千円	

4. 導入までの流れ



< 企業会計に与える影響 >

確定拠出年金制度は、確定給付型のように将来「積立不足額」が生じません。
退職給付会計を導入している企業は、退職債務の不足を計上する必要がなくなります。

お見逃しなく！

- 確定拠出年金は、死亡・障害の場合を除き、原則として60才になるまでは退職しても受給できません。
- 労使の合意により、つぎのこともできます。
 - 従来企業年金・退職一時金・確定拠出年金の併設
 - ある年度の新入社員からは確定拠出年金、それ以外の社員は従来企業年金。
- 既存企業年金を確定拠出年金に移行するためには、既存企業年金の積立不足を解消する必要があります。